

建設業許可申請書及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	① 新規	② 許可 可換 え新 規	③ 般 特 新 規	④ 業 種 追 加	⑤ 更 新	⑥ 般 特 新 規 十 業 種 追 加	⑦ 般 特 新 規 十 更 新	⑧ 業 種 追 加 十 更 新	⑨ 般 特 新 規 十 業 種 追 加 十 更 新	備考
	○・・・必須提出書類 △・・・提出済みの書類から変更がなければ省略可能 ●・・・更新をする建設業種に関しては省略可能 □・・・該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類の提出が必要) ①規則第7条第1号イに該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロに該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二										
	建設業許可申請受付票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注1>
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙三	収入証紙貼付書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
	組織図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	卒業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第10号	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注4>
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注5>
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注6>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注7>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注8>
	定款 【法人】	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注9>
第14号	株主(出資者)調書 【法人】	○	○	○	○	△	○	△	△	△	
第15号	貸借対照表 【法人】	○	○	△	○	○	△	△	○	△	<注10>
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書 【法人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の2	注記表 【法人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の3	附属明細書 【法人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注11>
第18号	貸借対照表 【個人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第19号	損益計算書 【個人】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注12>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

「第7号と別紙」
もしくは
「第7号の2と別紙一、
別紙二、組織図」
のいずれかの
提出で可

※技術関係職員名簿の様式は提出不要となりました。

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注3 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注4 特定建設業で2級相当の資格者を監理技術者等として認定する際に必要です。
- 注5 監理技術者資格者証の写しにより、専任技術者証明が可能です。
- 注6 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注7 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注8 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注9 新規、業種追加については、定款及び登記の「目的」欄に当該工事に関する記述が必要です。
- 注10 新たに特定建設業の許可を受ける場合は、貸借対照表の添付が必要です。
- 注11 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)は必要です。
- 注12 登記事項証明書は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。